

2022年9月12日

メンバーさん・ご家族・来園者・スタッフの皆さま

社会福祉法人みなと舎
理事長 飯野雄彦

新型コロナウイルス感染対策法人ポリシー(9月12日からの対応修正)

【方針】

新たなコロナウイルス流行について、みなと舎では今後も感染者の増加だけを指標とせず、重症度等のデータ推移を確認しながら、感情的、機械的にならず柔軟に対応していきたいと思えます。コロナに対する考え方を「だれがコロナかを探して、感染をゼロにする意識」から「コロナと共存し、だれもがなり、通常の感冒と似たようなものと思う意識」with コロナヘシフトを一層進めています。各事業所では平時からの基本的な標準予防策は実施しつつ、法人内の事業所が連携しあい、憶測や不安からでなくつねに新しい事実をもとに実態に即した対応をしていきたいと思っています。今後は、どれくらいコロナの対応をしたか、抑え込んだかが大切なではありません。メンバーさんの生活を交流多き豊かなものにしていく意識と行動が必要なんだと思えます。

ご協力よろしくお願ひします。

【行動計画】

法人内の事業所同士で協力し合い、事業活動を維持していきます。また、状況に応じたメンバーの生活ステップの設定等、実態に即して臨機応変に対応します。必要な感染対策の内容や感染者の隔離期間、濃厚接触者の待機期間はエッセンシャルワーカーの基準を適応し、常に最新のものを取り入れていきます。外来や通所部門においては、利用者がコロナ患者や濃厚接触者とはっきり特定された状態でなければ受け入れていきます。これらの行動をスピード感をもって実施してきます。

1. 基本的な考え方

メンバー、スタッフの熱中症へは最優先の配慮をしながら、事業所内では標準予防策による「濃厚接触者にならない、させない」を考慮し行動をお願いします。また、勤務に際しメンバー、スタッフやその同居者の体調不良時にコロナウイルス検査は必須ではありません。活動面では面会、外出の拡大、対面での研修や講演会、会議等も開始してきます。

※ 濃厚接触者にならない対策とは(基本的な標準予防策)

- ① 食事の介助と歯磨き、吸引介助の際はマスク・フェースシールド又はゴーグルを着用する。
- ② 排泄介助時はメンバーさん毎に手袋、エプロンを交換し着用する。

※ 熱中症対策の行動様式

- ① 暑さを避けよう。(エアコンの使用、扇風機の使用、涼しい服装の工夫、日陰の利用等)
- ② こまめに水分補給をしよう。(1日あたり、食事以外で1.2リットルの水分摂取が目安)
- ③ 屋外では、無理せずマスクを外そう。
- ④ 暑さ指数(WBGT)を指標にして、危険な活動は中止しよう。
- ⑤ 暑さに備えた身体作りをしましょう。

※ 日常生活を営む上での基本的な生活様式

- ① まめに手洗い・手指消毒
- ② 咳エチケットの徹底
- ③ こまめに換気(エアコン併用で室温を 28℃以下に)
- ④ 適度な身体的距離の確保
- ⑤ 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- ⑥ 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養

2, 事業継続

※ 在宅生活においては、体調管理の基本はご家族にお願いいたします。体調がすぐれないときは福祉サービス利用を控えることにご理解とご協力をお願いいたします。

※ 詳しい対応内容等については、各施設・事業所に直接ご相談ください。

① 入所施設(グループホーム含む)の面会

感染予防策のもと事前予約制で継続しています。

② 通所事業所(ゆう、ライフゆうラボ、ライフゆう学齢デイ)

通所(利用)前の検温(37.5 度以上の場合は、事業所にご連絡ください)と体調管理の把握をお願いします。なお、自宅において自粛生活を継続される方には、基本利用予定日にお電話等にて「健康状態等の確認、困りごとの相談や対応策の検討等」を今後も柔軟に対応していきます。

③ 短期入所(ショートステイゆう)

コロナ感染予防対策を行い通常の受け入れとしています。(緊急以外は完全予約制)

④ 短期入所(ショートステイ・ライフゆう)

コロナ感染予防対策を行い通常の受け入れとします。(利用 3 ヶ月前の申込制)

⑤ 居宅介護等(ヘルパーゆう)

在宅支援を行う際、事前に「検温等体調把握等」をお願いします。通院等の日常生活上必要な支援は、感染拡大防止等の対策を講じ実施します。

⑥ メンバーさんの「社会参加活動」「外出活動」「移動支援(社会参加活動を目的とした)」

人混みへの外出や公共交通機関の利用は、マスク着用であれば可能とします。

3, 職員労務

※ 勤務に当たり、スタッフやその同居者の体調不良時にコロナウイルス検査は必須としません。また、必要性を感じた場合は、各自の判断でかかりつけ医や各自治体のコロナ専用窓口等にご相談ください。

※ 新型コロナウイルス対応チャートや濃厚接触者の法人基準は随時ホームページ等で公開しますので必ず最新のものと従ってください。

※ 新型コロナ対応フローチャート(スタッフ用)で、隔離期間や待機期間に該当する場合は、管理者への報告により、該当期間内の勤務日は「休業補償扱い」とします。

① 職員の海外渡航について

- ・ 渡航先の感染症流行状況等を事前に「外務省海外安全ホームページ」で確認し、事前に管理者に「行先、日程、連絡先」を報告してください。(文章での報告を求める場合があります。)
- ・ 帰国時の「検疫措置」を終了したら、その結果を管理者に報告してください。
- ・ 帰国後は厚生労働省の基準による「水際対策」として特別の指示がなければ、通常の勤務に戻ってかまわない。

- ・ 厚生労働省から隔離や待機等の対策を義務付けられた場合は、その内容を管理者に報告しそれに従ってください。(勤務できない場合は「有給または欠勤」の扱いになります。)

4, 来園者

- ① 外部関係者等(業者を含む)が、施設内(靴を脱いで)に立ち入る場合は、体温を計測していただき、発熱が認められる場合には入館をお断りすることがあります。
- ② 検温とマスクの着用、手指等の消毒をしていただきます。入室エリアは、許可されたスペースのみの入室をお願いします。
- ③ 入・退出記録を記入していただきます。(各事業所にて保管します)
- ④ 実習生の受け入れについて…新型コロナウイルス感染拡大防止対策にかかわる「教育実習等に関する対応指針」(2022年7月6日改訂版)がホームページに掲載しています。
- ⑤ みなと舎各事業所(施設)で職場体験・研修について…来訪時に入館証の記載をお願いします。体調によっては研修や体験が中止となる場合があります。また、健康管理の確認用紙の提出をお願いすることがあります。「職場体験・研修希望者へのポリシー」がホームページに掲載しています。
- ⑥ 詳細は、「みなと舎ホームページ」に掲載していますのでご確認ください。

5, その他

※ 法人における「濃厚接触者の定義」

患者の発症から2日間にさかのぼって、患者と以下のような接触があった場合とします。

- ① お互いマスクなしで、患者と1メートル以内の距離で、かつ15分以上会話や食事を行った。
- ② メンバーさんの吸引や食事介助の際にマスクとフェイスシールド(マスクとゴーグル)を着用していなかった。
- ③ 陽性者と同居している場合は、同一世帯内のすべての同居者は濃厚接触者と同等とする。ただし、基本的には濃厚接触者の判断は保健所によります。また、基準は日々変化しますので、管理者の指示に従ってください。

「留意事項」

- ・ 各自出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる(37.5度以上の発熱をいう。以下同じ)場合は出勤を行わないことを徹底すること。該当する職員について、管理者への報告により確実な把握が行われるよう努めること。
- ・ 過去に発熱が認められた場合にあつては、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとする。なお、このような状況が解消した場合であっても、引き続き当該職員の健康状態に留意すること。

※ 今まで配信している法人情報はホームページに掲載。([みなと舎で検索](#))

以上